

中山間地域等直接支払制度について

◎制度の目的

中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源の水質維持と保水、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしが守られています。

しかし、中山間地域では、過疎化・高齢化が進む中で自然的・経済的・社会的条件の不利性から、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによって、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが心配されています。

このため、耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するということを目的としています。

◎制度概要

中山間地域等直接支払制度では、対象となる農用地において農業生産活動を行う複数の農業者等が、農業生産活動や農道・水路等の管理、多面的機能の増進に繋がる活動の実施計画を作成し、市長と協定を締結します。これを集落協定といいます。

その集落協定に基づいて、5年以上継続して取り組まれる活動に応じて交付金が交付されます。

◎対象となる地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

◎対象となる農用地

以下の①～④の基準のいずれかに該当する、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存在する一団の農用地

※一団の農用地とは？

農用地面積が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの

- ① 急傾斜農用地(田:傾斜 1/20 以上 畑:傾斜 15 度以上)
- ② 自然条件により小区画、不整形な田
- ③ 急傾斜農用地と連坦している緩傾斜農用地(田:傾斜 1/100 以上 1/20 未満 畑:傾斜 8 度以上 15 度未満)
- ④ 以下の(ア)～(ウ)のいずれかの不利性が加わる緩傾斜農用地
 - (ア) 高齢化率、耕作放棄率が高い場合
 - (イ) 土壌条件が著しく悪い場合
 - (ウ) 用水を 2km以上導水する必要がある場合

◎対象行為

(1) 集落の将来像を明確化し、農地管理活動等を行う（全集落が実施必須）

要件	活動項目・内容
①集落マスタープランの作成	※集落マスタープランとは？ 10～15年後の集落の将来像を明確化し、その将来像の実現に向けて5年間で集落の取り組む活動内容やスケジュールを協定参加者の総意の下に位置づけるもの
②農業生産活動等	耕作放棄の防止、農地法面の点検、鳥獣害防止対策、基盤整備、担い手確保、地場農産物の加工・販売等の実施(1項目以上実施)
	水路・農道等の管理活動の実施
③多面的機能増進活動	周辺林地の管理、景観作物の作付け、グリーン・ツーリズム、ビオトープの確保等の実施(1項目以上実施)

(2) 自律的かつ継続的な農業生産活動体制の整備に向けた強化を行う（任意で実施）

要件	活動項目・内容
集落戦略の作成	※集落戦略とは？ 6～10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それらの農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのもの。

(3) より積極的な取組を行う（任意で実施）

加算事項	活動項目・内容
棚田地域振興活動加算	棚田地域振興農地(※)において、「棚田等の保全」、「棚田等の多面的機能の維持・発揮」、「棚田地域の振興」の3項目に、それぞれ定量的な目標を定めて活動を行う場合、該当の農用地面積に加算
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算
集落協定広域化加算	他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う場合、協定農用地全体に加算

集落機能強化加算	インターンシップ、営農ボランティアなど新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合、協定農用地全体に加算
生産性向上加算	農産物のブランド化・加工・販売、担い手への農地集積、機械の共同化、農作業の省力化等、生産性向上を図る取組を行う場合、協定農用地全体に加算

(※) 棚田振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の、協定農用地の勾配が田で 1/20 以上、畑で 15 度以上である農地

◎交付単価

各集落協定に交付される金額は、対象農用地の面積に交付単価を乗じ算定されます。交付単価は、対象農用地の地目及び傾斜の他に、集落協定の活動内容によって変わります。

上記対象行為(1)を実施→**基礎単価(通常単価の8割)**

上記対象行為(1) + (2)を実施→**体制整備単価(通常単価)**

上記対象行為(1) + (2) + (3)を実施→**体制整備単価(通常単価) + 加算単価**

が交付されます。

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

☆通常単価(10a当たり)

地目	区分	基礎単価 (通常単価の8割)	体制整備単価 (通常単価)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

注1) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地にあつては、緩傾斜の単価と同類となります。

☆加算単価(10a当たり)

加算項目	加算単価
棚田地域振興活動加算	地目にかかわらず :10,000円
超急傾斜農地保全管理加算	地目にかかわらず :6,000円
集落協定広域化加算	地目にかかわらず :3,000円 (1協定あたりの上限加算額:200万円/年)
集落機能強化加算	地目にかかわらず :3,000円 (1協定あたりの上限加算額:200万円/年)
生産性向上加算	地目にかかわらず :3,000円 (1協定あたりの上限加算額:200万円/年)

注1) 棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一の農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算を重複してもらうことはできません。

注2) 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することになります。